

佐賀県規則第29号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項） 第4条の2 略 （青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項） 第4条の3 略	（携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項等） 第4条の2 略 （青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項等） 第4条の3 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。